

# 指定訪問介護サービス重要事項説明書

この指定訪問介護サービス重要事項説明書は、利用者やその家族に対し、事業所の運営規程の概要や勤務体制・その他重要事項を記したものであります。

(利用者にこの文書を交付して、ご説明申し上げることは事業所の義務として法令上規定されています。)

## 1. 事業者の概要

名 称 株式会社 アリスジャパン  
所 在 地 【本社】〒721-0965 広島県福山市王子町二丁目11番6号  
電話番号 084-923-0721（本社代表）  
代 表 者 代表取締役 伊藤 健二  
資 本 金 1,000万円  
事 業 内 容 介護保険サービス

(訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・福祉用具貸与・特定福祉用具販売)

## 2. 事業の目的

株式会社アリスジャパンが開設するケアサービス府中（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定訪問介護のサービスを提供することを目的とします。

## 3. 運営方針

- ①事業所の訪問介護員等は、利用者的心身機能の改善・環境調整等を通じて利用者の自立を支援し生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような働きかけを行うと共に、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととします。
- ②サービス提供の実施に当たり、利用者的心身状況を把握し個々のサービスの目的・内容・実施時間を定めた訪問介護計画を作成すると共に、訪問介護計画の作成後実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を居宅介護支援事業所へ報告することとします。

## 4. サービスを提供する事業所の概要

事 業 所 名	ケアサービス府中
所 在 地	広島県府中市府川町89番11号
電 話 番 号	0847-40-0618
介護保険指定事業者番号	訪問介護 3471700389
通常の事業の実施地域	府中市、福山市（島しょ部を除く）
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

< 従業者体制 >

従業者の職種	勤務形態・人数	
	常勤	非常勤
管理 者	1人	0人
サービス提供責任者	4人	0人
介護福祉士	5人	3人
実務者研修	0人	0人
初任者研修 ホームヘルパー1級・2級	0人	3人
事務職員	0人	0人

※職務内容

- ・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元に行う。
- ・サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成・利用の申し込みに係わる調整・訪問介護員等に対する技術指導等サービスの内容の管理を行う。
- ・訪問介護員等は、指定訪問介護サービスの提供に当たる。

< 営業日及び営業時間 >

月～金曜 8：30～17：30

- ・上記以外の時間を希望される方については、相談に応じます。
- ・夜間は転送電話にて対応させて頂きます。

5. サービス内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身体介護	<p>◎訪問介護計画に基づいた、食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位交換・胃ろう・痰の吸引等、利用者の身体に直接接觸して行う介助、並びにこれらを行うために必要な準備及び片付け。 ※胃ろう・痰の吸引については一部制約があります。</p> <p>諸手続きが必要になりますので、希望される方は事前にご相談下さい。</p> <p>◎利用者の日常生活動作能力や意欲の向上の為に、利用者と共に行う自立支援の為のサービス。</p> <p>◎その他、専門知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上の為のサービス。</p>
生活援助	◎訪問介護計画に基づいた、調理・掃除・洗濯等・身体介護以外の利用者本人の日常生活の援助であり、利用者が単身・家族が障害・疾病などの為、本人や家族が家事を行うことが困難な場合にご利用できます。

※次のような行為は生活援助及び身体介護の内容に含まれません。

①商品の販売・農作業等生産業の援助的な行為。

②直接利用者の援助に属しないと判断される行為。

例) 利用者以外の方に係わる洗濯・調理・買物・布団干し

主として利用者が使用する居室等以外の掃除

来客の応接（お茶・食事の手配等）、自家用車の洗車・清掃等

③日常生活の援助に該当しない行為。

例) 草むしり・花木の水やり・ペットの世話等

家具・電気器具等の移動・修繕・模様替え

大掃除・窓のガラス磨き・床のワックスがけ・室内の修理・ペンキ塗り

植木の剪定等の園芸・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

## 6. 利用料金等

サービス利用料	厚生労働大臣の定める基準の通り（別紙）
交 通 費	前記4に記載する通常の事業の実施地域にお住いの方は無料です。 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費について、その実費を徴収します。 なお、自動車等を使用した場合の交通費については ◎通常の事業の実施地域を越えた時点から1km毎50円とし、訪問介護を提供する利用者の居宅までの往復の交通費をご負担頂きます。
料金のお支払い方法	利用者指定口座より自動振替 ◎指定の口座から自動振替になりますので毎月26日までにご入金お願い致します。（引き落とし日が銀行休業日の場合、引き落とし日は翌営業日となります） 医療費控除に領収証が必要な場合、ご連絡頂ければ発行致します。
キャンセル料	前日正午までに事業所に申し出た場合は、キャンセル料は発生しませんが、期日までに申し出のないキャンセルに関しましては、サービス相当分の利用料金の請求をさせて頂きます。

## 7. サービスのご利用についての注意事項

### 実施するサービスについて

- ・指定訪問介護サービスは、居宅サービス計画及び訪問介護計画に基づいて提供致します。
- ・居宅サービス計画及び訪問介護計画で定められた以外の業務を訪問介護員に依頼することはできません。
- ・サービス内容の変更に関しては、利用者又は家族が直接訪問介護員に指示することはできません。サービス実施に関する指示・命令は全て事業所が行います。
- ・サービス内容の変更に関しては、ケアマネジャー又は当事業所のサービス提供責任者に依頼下さい。
- ・利用者以外の家族に対する訪問介護の提供はできません。

### 担当する訪問介護員について

- ・サービスの提供に当たっては、介護の資格を持った訪問介護員が行います。
- ・事業所の選任した訪問介護員がサービスを行います。利用者又は家族が訪問介護員を指名することはできません。選任された訪問介護員の交替を希望される場合、その訪問介護員が不適当と認められる事情、又は交替を希望する理由を明らかにして交替を申し出ることができます。
- ・基本的には、複数の訪問介護員がサービスを提供させて頂きます。
- ・事業所の都合により訪問介護員を交代することがあります。その場合、利用者又は家族に対してサービスご利用上不利益が生じないよう十分配慮致します。

### サービス提供する上で使用する物品について

- ・利用者のお住まいでのサービスを提供するために必要な備品等（水道・ガス・電気等）を無償で使用させて頂きます。

### 訪問介護員の禁止事項

- ・医療行為（床ずれの処置・マッサージ等）は法律により、訪問介護員はできないことになっています。
- ・決められた時間以外での買い物・薬の受け取り、又は訪問介護員の車に同乗しての買い物・通院はできないことになっております。

### 秘密保持

- ・事業所及びサービス従業者は、訪問介護サービスを提供する上で知り得た利用者及び介護者（家族等）に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、サービスが終了した後も継続します。
- ・事業所及びサービス従業者は、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身の状況等の情報を提供できるものとします。
- ・利用者に係る居宅介護支援事業者やその他居宅サービス事業所との連携を図るために、個人情報を用いる必要がある場合、事前に文書により、利用者及びその家族の同意を得ることになります。

### 訪問介護員の倫理規定

- ・訪問介護員個人の電話番号や住所は、お知らせできることになっております。
- ・訪問介護員は、仕事中の茶菓子・お礼は一切受け取れないことになっております。

### 金銭に関するこ

- ・訪問介護員は買い物・薬の受け取り以外のお金の取り扱い（預金通帳を預かる等）はできません。
- ・買い物等で金銭をお預かりする際は、金銭預り証に預かった金額・購入した品目と金額・お釣りを記載して確認印を頂きます。
- ・止むを得ず現金の入金・引き出しの為預金通帳をお預かりする場合は、必ず委任状を記入して頂くことになっております。  
(例：本人が体調不調等で銀行に行けない場合、代理人として銀行に行く等)

## 8. 虐待の防止のための措置

- 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者)	貝原 和子
---------------	-------

- 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。
- 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町の窓口に通報します。

## 9. 身体的拘束等の禁止

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。やむを得ず身体的拘束や行動を制限する行為を行う場合には、切迫性、非代替性、一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人、家族への説明同意を得ることとし、身体拘束を行った場合はその状況についての経過を記録し、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力することとする。

## 10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の容体に変化等があり緊急の対応が必要と判断される場合は、事前の打ち合わせにより決めさせて頂いた、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。(原則として訪問介護員は救急車への同乗はいたしません。)

## 11. サービス提供時の事故について

- サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により万一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、速やかに市町・利用者の家族・利用者に関する居宅介護支援事業者等に連絡をとり必要な措置を講じると共に損害を賠償します。
- 但し、利用者又はその代理人に予めご了解いただいたサービス内容及びサービス手順での提供中に、利用者又はその代理人の重過失から事態が発生した場合には事業所は賠償責任を免除、又は賠償額を減じることがあります。
- なお、次のような事業所の責めに帰すべからざる事由によって生じた損害については、事業所は賠償責任を免れます。

- ①利用者が契約締結時にその疾病及び身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ②利用者若しくは介護者(家族等)が、訪問介護サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ③利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施した訪問介護サービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ④利用者又は介護者(家族等)が、事業所及びサービス従業者の指示・助言・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。
- ⑤物品等の破損が自然に又は老朽化により発生した場合。

12. サービス内容に関する相談・苦情窓口

事業所相談窓口		<電話> 0847-40-0618 <住所> 広島県府中市府川町 89-11 <受付時間> 平日の 8:30~17:30 <担当者> 貝原・下青木・棗田・平井 <解決責任者> 貝原 和子
外部苦情申し立て機関	広島県福祉サービス運営適正化委員会	<電話> 082-254-3419 <受付時間> 平日の 8:30~17:30
	広島県国民健康保険団体連合会	<電話> 082-554-0783 <受付時間> 平日の 8:30~17:30 <住所> 広島県広島市中区東白島町 19-49
	福山市介護保険課	<電話> 084-928-1166 <受付時間> 平日の 8:30~17:30 <住所> 広島県福山市東桜町 3-5
	府中市長寿支援課	<電話> 0847-40-0222 <受付時間> 平日の 8:30~17:30 <住所> 広島県府中市府川町 315

説明年月日 年 月 日

本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

<説明者> ケアサービス府中

職名 : \_\_\_\_\_ サービス提供責任者 \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業所から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。

<利用者> 住 所 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

<代理人> 住 所 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_